特定非営利活動法人を合併する場合の手続きについて

社員総会

1　社員総会の開催（合併前の各法人及び合併後の法人）

○社員総数の 3/4 以上の多数の議決による「合併」の承認（但し、議決数の割合は定款の定めによる）

認証申請

2　市窓口へ合併認証申請

次の届を、市窓口へ提出。
合併認証申請書（第 15 号様式）
・申請書ほか必要書類（定款等）を添付

合 併 の 認 証

不　認　証

合併公告・会計書類の縦覧

3　定款で定めた方法で合併を公告・会計書類を法人事務所において縦覧

○認証後 2 週間以内に、定款で定めた方法により合併公告を掲載（「官報」の公告は必須となります）
○認証後 2 週間以内に、「財産目録」及び「貸借対照表」を作成し、事務所に備え置く
○自明の債権者については個別に催告

【参考】
・官報掲載　１回あたり約３万円
　※詳しくは下記官報販売所にお問合せください
・福島官報販売所
　〒960-8041　福島県福島市大町 7-20　㈱西沢書店
　Tel　024（522）0161

4　異議申立ての受付・債権者への弁済

○債権者からの異議申立てを２ヶ月以上受け付けする。
○債権者に対し、弁済、担保提供、財産信託等により実施

合併の公告から異議申立てがなく２ヶ月間満了　⇒　合併の承認

合併登記

5　法務局で「合併」を登記

○合併の公告から２ヶ月を過ぎ、債権者への弁済が終了した段階において、合併を登記
○登記した後の「登記事項証明書」を１通取得
（次の６において、届出添付書類として添付）

市窓口へ届出

6　合併登記完了届出書を市へ提出

次の届を、市窓口へ提出。
合併登記完了届出書（第 16 号様式）
・合併の認証に係る定款
・合併当初の財産目録
・合併の登記をしたことを証する登記事項証明書及びその写し

終　　了